

平成 17 年第 5 回防府市議会定例会会議録（その 1）

平成 17 年 12 月 5 日（月曜日）

議事日程

平成 17 年 12 月 5 日（月曜日）

午前 10 時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 許可第 1 号 防府市議会副議長の辞職について（追加）
- 5 選挙第 1 号 防府市議会副議長の選挙について（追加）
- 6 議席の一部変更について（追加）
- 7 選任第 5 号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について
- 8 議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）
- 9 各常任委員会正副委員長の互選について
- 10 中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告
- 11 選任第 3 号 防府市公平委員会委員の選任について
- 12 選任第 4 号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 13 報告第 31 号 有限会社野島海運の経営状況報告について
- 14 議案第 107 号 町の区域の変更について
- 15 議案第 108 号 指定管理者の指定について
- 議案第 109 号 指定管理者の指定について
- 議案第 110 号 指定管理者の指定について
- 議案第 111 号 指定管理者の指定について
- 議案第 112 号 指定管理者の指定について
- 議案第 113 号 指定管理者の指定について
- 議案第 114 号 指定管理者の指定について
- 議案第 115 号 指定管理者の指定について
- 議案第 116 号 指定管理者の指定について
- 議案第 117 号 指定管理者の指定について
- 16 議案第 118 号 防府市福祉年金支給条例中改正について
- 17 議案第 119 号 防府市工場設置奨励条例中改正について

- 18 議案第 1 2 0 号 防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について
- 19 議案第 1 2 1 号 防府市火災予防条例中改正について
- 20 議案第 1 2 2 号 平成 1 7 年度防府市一般会計補正予算（第 6 号）
- 21 議案第 1 2 3 号 平成 1 7 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 4 号 平成 1 7 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（ 3 0 名）

1 番	今 津 誠 一 君	2 番	伊 藤 央 君
3 番	松 村 学 君	4 番	山 下 和 明 君
5 番	重 川 恭 年 君	6 番	斉 藤 旭 君
7 番	藤 本 和 久 君	8 番	弘 中 正 俊 君
9 番	田 中 敏 靖 君	1 0 番	木 村 一 彦 君
1 1 番	山 本 久 江 君	1 2 番	横 田 和 雄 君
1 3 番	平 田 豊 民 君	1 4 番	安 藤 二 郎 君
1 5 番	藤 野 文 彦 君	1 6 番	三 原 昭 治 君
1 7 番	高 砂 朋 子 君	1 8 番	行 重 延 昭 君
1 9 番	原 田 洋 介 君	2 0 番	河 杉 憲 二 君
2 1 番	河 村 龍 夫 君	2 2 番	大 村 崇 治 君
2 3 番	佐 鹿 博 敏 君	2 4 番	山 根 祐 二 君
2 5 番	田 中 健 次 君	2 6 番	馬 野 昭 彦 君
2 7 番	中 司 実 君	2 8 番	山 田 如 仙 君
2 9 番	深 田 慎 治 君	3 0 番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 助 長 役 土 井 章 君

収 入 役	林 甫 君	財 務 部 長	中 村 隆 君
総 務 部 長	嘉 村 悦 男 君	総 務 課 長	岡 本 幸 生 君
生 活 環 境 部 長	三 谷 勇 生 君	産 業 振 興 部 長	桑 原 正 文 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 正 幸 君	土 木 都 市 建 設 部 理 事	藤 本 澄 夫 君
健 康 福 祉 部 長	山 下 陽 平 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 次 長	和 田 康 夫 君	水 道 事 業 管 理 者	吉 田 敏 明 君
水 道 局 次 長	井 上 孝 一 君	消 防 長	岡 本 勝 實 君
監 査 委 員	大 木 孝 好 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	檜 垣 健 次 君	議 会 事 務 局 次 長	徳 富 健 司 君
事 務 局 次 長 補 佐	中 村 淳 二 君	事 務 局 主 査	梶 山 範 雅 君
事 務 局 主 査	中 嶋 英 雄 君	事 務 局 係 長 待 遇	中 村 克 己 君

午前 10 時 開会

議長（久保 玄爾君） ただいまから平成 17 年第 5 回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21 番、河村議員、22 番、大村議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 12 月 22 日までの 18 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から 12 月 22 日までの 18 日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思います。

ますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

許可第1号防府市議会副議長の辞職について（追加）

議長（久保 玄爾君） ただいま今津副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

本件につきましては、一身上に関する事柄でありますので、今津副議長の退席を求めます。

〔副議長退席〕

議長（久保 玄爾君） まず、辞職願を局長より朗読させます。

議会事務局長（檜垣 健次君） それでは朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い申し上げます。

平成17年12月5日

防府市議会副議長 今津誠一

防府市議会議長 久保玄爾様

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本件については、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、今津前副議長から辞任のごあいさつをいただきたいと思っております。

〔前副議長 今津 誠一君 登壇〕

1番（今津 誠一君） このたび1年間にわたりまして務めさせていただきました副議長の職を退任することとなりました。

在任中は、微力ではございましたけれども、議長を補佐しつつ、特に議会と執行部のコミュニケーションを深め、両者の協力関係を築くことに努めてまいったところでございま

す。

今後は、執行部におかれましてはさらに議会に対するアカウンタビリティーを果たしていただきたいと思ひますし、同時に分権時代における議会の役割と責任について、つまり議会は単に行政をチェックする機関ではなく、それ以外に政策の立案あるいは提言あるいは立法等の役割、責任が増しているということも御認識をいただきたいと思ひます。

今、地方分権改革が進められておりますが、この改革の行き着く先の姿をはっきりと見定め、その上で議会と行政と市民と、まさに三位一体となって協働し、前進するときであると、このように考えております。

この1年間、議会の皆様、また執行部の皆様にお世話になりまして、まことにありがとうございました。簡単ではございますが、退任のあいさつとさせていただきます。(拍手)

選挙第1号防府市議会副議長の選挙について(追加)

議長(久保 玄爾君) ただいま副議長が欠員となりました。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

議長(久保 玄爾君) 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長(久保 玄爾君) ただいまの出席議員数は30名でございます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長(久保 玄爾君) 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

なお、議員の中には同姓の方もおられますので、この場合は姓名ともお書きください。

姓だけのものは無効となりますので、くれぐれも御注意くださいますよう申し添えておきます。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

〔点呼 投票〕

議長（久保 玄爾君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（久保 玄爾君） これより開票を行います。防府市議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に伊藤議員、山本議員の御両名を御指名いたします。

立会人の御両名は前に出ていただきます。

投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。

〔開票〕

議長（久保 玄爾君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 29票

無効投票 1票

有効投票中

行重議員 27票

木村議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票でございます。よって、行重議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました行重議員に、防府市議会会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。

〔当選告知〕

議長（久保 玄爾君） これより副議長に当選されました行重議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 行重 延昭君 登壇〕

副議長（行重 延昭君） ただいま皆様方の多数の御推挙をいただき、副議長の職に就かせていただきました。ありがとうございました。

先ほどの前副議長、今津さんの弁にもありましたように、その重責に身の引き締まる思いがしておりますし、また改めて心しておる者でございます。見識豊かな、また経験豊富な久保議長さんのもとで、なお先輩、同僚皆様方の御支持、御協力をお願い申し上げまして、不肖な私めでございますけれども、懸命にこの責を務めさせていただきたいというふうに思っております。

理事者の皆様方におかれましても、前副議長同様、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

まことに簡単でございますけれども、副議長就任のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（久保 玄爾君） ここで、甚だ僭越ですが、皆様にかわりまして、今津前副議長と行重副議長に私から一言、謝辞とお祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

〔議長 久保 玄爾君 登壇〕

議長（久保 玄爾君） 今津前副議長におかれましては、この1年間、私を補佐していただくとともに、円滑な議会運営のため、一方ならぬ御尽力をいただきましたことに対し、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。

今後ともそのすぐれた識見と判断力を遺憾なく発揮され、防府市発展のため御活躍くださいますようお願い申し上げまして、まことに意を尽くしませんけれども、お礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

また、行重副議長におかれましては、御就任おめでとうございます。

現在、本市では、地方分権や少子・高齢化に伴うさまざまな課題を抱えております。このような状況下での副議長就任でございますので、行重副議長さんには豊富な知識と経験をもとに、政治的手腕を遺憾なく発揮していただき、防府市発展のため、また議会運営のため、御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがお祝いの言葉とさせていただきます。おめでとうございます。

ここで、市長から執行部を代表して、新旧副議長にごあいさつをいただきます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 執行部を代表いたしまして、今津前副議長さんへのお礼と、新たに就任されました行重副議長さんにお祝いを申し上げたいと存じます。

今津前副議長さんには、昨年12月から1年間、大変多難な時期ではありましたが、適

切な議会運営を図られ、その成果を上げられたところであります。また、行政改革をはじめ、各種事業に関しましての適切な御指導、御助言のおかげをもちまして、円滑な行政運営を図ることができ、心から御礼申し上げます。大変ありがとうございました。今後とも市政発展のため、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

新たに御就任されました行重副議長さん、まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境が一段と厳しさを増す状況の中、防府市にとりまして、これからはまさに正念場となってまいります。どうか行重副議長さんにはその豊富な識見と行動力を十分に発揮していただき、市政発展に御尽力いただきますようお願い申し上げますとともに、私ども執行部に対しましても一層の御指導、御支援をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上、執行部を代表いたしましてお礼とお祝いの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議席の一部変更について（追加）

議長（久保 玄爾君） それでは、副議長の交代に伴いまして、議席の一部を変更したいと思っております。

お諮りいたします。副議長の議席につきましては、慣例により1番とすることになっております。したがって、行重副議長は1番、今津議員は18番にそれぞれ変更したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、行重副議長は1番、今津議員は18番と議席を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に、それぞれ御着席をお願いいたします。

選任第5号防府市議会議会運営委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第5号を議題といたします。これより議会運営委員会委員の選任を行います。

防府市議会委員会条例第8条の規定により御指名いたします。事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（檜垣 健次君） 御報告申し上げます。敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

今津議員、斉藤議員、深田議員、松村議員、山下議員、山田議員、以上でございます。

議長（久保 玄爾君） ただいま御報告いたしましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたしました。

なお、防府市議会委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会委員の委員定数は10名となっております。ただいまのところ4名の欠員を生じております。この定数に満たない部分の選出方法につきましては、本議会の申し合わせにより、協議の上、決定することになっておりますので、ここで暫時休憩し、議会運営委員会を開催の上、ただいま選任されました6名の委員の方に御協議をお願いしたいと思います。委員の方は1階第一委員会室にお集まりください。

なお、委員以外の皆さんには、委員選出のため、会派内での協議等が必要な場合がございますので、各会派の部屋の方で待機されますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時46分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

欠員が生じております4名につきましては、ただいま行われました議会運営委員会において協議の結果、息吹、新人クラブ、日本共産党及びみどりの会からそれぞれ1名を選出することになりました。そこで4会派内で協議が行われ、委員が選出されましたので、事務局より報告いたさせます。

議会事務局長（檜垣 健次君） 御報告申し上げます。

敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

伊藤議員、三原議員、木村議員、安藤議員、以上でございます。

議長（久保 玄爾君） ただいま報告いたしましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま御指名いたしました方々が選任されました。

ここで議会運営委員会の正副委員長の互選を行います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩といたします。委員の方は1階第一委員会室にお集まりください。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので御報告申し上げます。

委員長に今津議員、副委員長に山田議員、以上でございます。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。この際、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題といたします。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてお諮りいたします。議会運営委員長から、所管事項のうち防府市議会会議規則第96条の規定によって、1、次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査、2、議会運営に関する事、3、会議規則、委員会条例等に関する事、4、議長の諮問に関する事、5、議会運営の効率化の調査等について、地方自治法第109条第6項の規定による特定事件として閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり、申し出の事件について、閉会中もなお調査・研究を行い、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については、議員の任期中の継続審査とし、その他の事件についてはその調査・研究等が終了するまでの間、これを特定事件として審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、申し出の事件を地方自治法第109条第6項の規定による事件とし、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については、議員の任期中、その他の事件については、その調査・研究等が終了するまでの間、審査に付することに決定いたしました。

各常任委員会正副委員長の互選について

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。慣例により、各常任委員会正副委員長の互選を行いたいと思います。したがいまして、この際、各常任委員会正副委員長互選のため暫時休憩し、各常任委員会を開催していただくことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、これより暫時休憩し、各常任委員会を開催の上、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各常任委員会の開催場所を御案内いたします。総務委員会は1階第一委員会室、教育民生委員会は1階第一応接室、経済委員会は1階談話室、建設委員会は1階議会運営委員会室、以上の場所で開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので、結果を御報告いたします。

総務委員長、河杉議員、同副委員長、山根議員、教育民生委員長、藤野議員、同副委員長、弘中議員、経済委員長、斉藤議員、同副委員長、重川議員、建設委員長、大村議員、同副委員長、原田議員。

以上でございます。

中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告

議長（久保 玄爾君） この際、中心市街地活性化対策調査特別委員会から、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。原田特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 原田 洋介君 登壇〕

19番（原田 洋介君） 去る11月24日に、中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催いたしましたので、その経過について概要を御報告いたします。

まず、防府駅てんじんぐち第一種市街地再開発事業についての説明の主なものを御報告いたします。

再開発ビルの工事の進捗状況ですが、10月末現在の進捗率は40%ということでございます。

また、町界の変更に伴い再開発ビル全体が栄町一丁目になるということでございます。

次に、再開発ビル公共公益施設の管理運営計画についての説明の主なものを御報告いたします。

再開発ビル2階に設置される公共施設の名称は「防府市地域協働支援センター」とし、その設置目的は、市民活動を総合的に支援するとともに、市民との協働のまちづくり及び地域住民の相互交流を促進し、地域のにぎわいと活性化に資することとし、その設置目的達成のために、市民活動支援事業、子育て支援事業、生涯学習支援事業を行うとのことでございます。

休館日については原則毎週火曜日とし、開館時間を午前9時から午後10時までとするとのことでございます。

また、地域協働支援センターの運営については、平成18年度開館当初からの指定管理者制度導入を検討してきましたが、各種維持管理経費、及び貸し館収入の積算推計による適正な指定管理委託料の設定が困難なため、平成21年3月までは直営で管理運営し、平成21年4月から指定管理者の導入を目指すとのことでございます。

図書館につきましては、平成18年11月1日の開館に向けて、移転作業、新図書館開館準備作業を行うとのことでございます。

運営形態は市の直営としますが、窓口業務の一部、返却図書の配架、書架の整理整頓については外部委託も視野に入れて検討しているとのことでございます。

なお、休館日は原則毎週火曜日とし、従来、祝日は閉館してありましたが、新図書館では開館するとのことでございます。

開館時間については、月曜日及び水曜日から金曜日までは午前9時30分から午後7時まで、土曜日と日曜日、及び祝日は午前9時30分から午後5時30分までとするとのことでございます。

また、再開発ビルの共用部分の管理につきましては、全体管理組合、施設一部管理組合、住宅一部管理組合の3組合を設立し、これら3組合の事務局事務、会計事務、清掃、警備等を管理会社に委託する予定とのことでございます。

以上の報告を受けた後、質疑に入りましたので、その主なものを申し上げます。

「再開発ビルの耐震性はどうなのか」との質疑に対して、「建築確認につきましては、民間の機関ではなく、県の審査をきちんと受けたものでございます」との答弁がございました。

以上をもちまして、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

選任第3号防府市公平委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第3号防府市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市公平委員会委員のうち、島田佐富志氏が12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

島田委員は平成14年1月から公平委員会委員として本市の人事行政に御尽力いただいております。その豊富な経験や識見から公平委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第3号については、これに同意することに決しました。

選任第4号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第4号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、兒嶋進氏、竹原豊壽氏、阿部次男氏の三氏が12月18日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

兒嶋委員につきましては、平成5年12月から4期12年間にわたり本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

竹原委員、阿部委員につきましては、引き続き委員としてお願いするとともに、新たに澄田・氏を委員としてお願いするものでございます。

澄田氏は、昭和46年に山口県に入庁され、総務部税務課長、人事委員会事務局長などを歴任され、平成17年3月に退職され、現在は財団法人山口県施設管理財団理事長として御活躍されております。

いずれの方も知識と経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第4号については、

これに同意することに決しました。

報告第31号有限会社野島海運の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第31号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第31号有限会社野島海運の経営状況報告について御説明申し上げます。

去る11月16日、定時社員総会において、平成17年度決算及び平成18年度事業計画の決定を見ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を報告するものでございます。

まず、平成17年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと、1,896万9,953円の赤字となっております。

これにより、前期繰越損失金6,510万5,477円を合わせた8,407万5,430円が次期繰越損失金として処理されました。

平成18年度も引き続き、離島航路整備法に基づく国庫補助航路の決定を受けておりますので、国土交通省の査定に基づき、損失金への補助額が決定されることになっております。

次に、平成18年度の事業計画でございますが、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送の安全確保に努めるとともに、引き続き航路補助金の収入を確保しつつ、事業の合理化を図ってまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。22番。

22番（大村 崇治君） 野島海運につきましては、設立当時から野島の関係の理事、役員の方については運賃が無料ということできておまして、時代の流れの中で、島民からも不満が出たり、同僚議員2人から平成12年、15年に指摘もされております。

一昨年の役員交代のとき、改善されたと聞いておりますが、関係者に聞いた範囲ではまだ従来どおりということですが、どうなっておるかちょっとお尋ねしたい。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 野島海運のことですが、漁協の役職員のことと存じます。

野島海運は漁協の事務所の中に事務所が入っておりまして、ただいま野島海運の事務職員は1人しかいない。留守のときにはその業務を漁協の方をお願いをしているというような状況でございます。とはいっても、きちんとした基準等が要りますので、このあたりについては、どこまでが漁協の職員、役職員ですけれども、どの程度になるのか、きちんと本当に必要なものについては業務提携するとか、あるいは私用でのときにはもうこれはアウトですよとか、そのあたりの乗船の基準等を作成する。それから、担当者ごとの判断によらない内規あるいは規定等によってきちんと対応できるように、これからまた指導していきたい。そのように改善していきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 私も現職のとき、一時期そういう関係に携わってありましたから、役員改選を機に、もうこういうことを英断された、当然のことですけど、それはわかるんですけど、やはり決まった以上は、例えば乗り組みの人が役員はもういただくことになったよとか、そういう、今、言いましたように徹底をされないからこういうことになると思う。

例えば、今、おっしゃいましたけど、漁協の組合の方が当然、公務で行くんだったら出張を切っていくはずですしね。その中から運賃を払うべきと思うのです。その辺があいまいになるからそういう事態にもなっておると思うんです。その辺を再度もう一回、やっぱりしっかり取るものはやっぱり取るという姿勢で、今、行革をそういうふうに進めておられるんだから。ましてそういうことをきっちりしていただかなければいけないと思うんですよ。ちょっとその辺、どうですか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 先ほども申し上げましたけれども、事務所を間借りしている経費とか、あるいは事務職員が1人しかいないから、その間の経費等については漁協の職員をお願いしているというような状況でございます。したがって、野島海運の仕事を漁協の職員にも負担していただいておりますという側面があるから、なかなか、取れなかったという側面もあります。

経費節減の折、そういった、要するに業務提携等々することによりまして、その経費は野島海運の本当なら委託料とか留守番代とか経費を払わなくちゃいけないんですけども、払っておりません。ですからそのあたりをすっきりして、払うべきものは払うということになれば、野島海運の方から漁協にも払わなくてはいけませんし、また野島漁協からも運賃をきちっといただかなくちゃいけない。

だから、どちらの方が、野島海運は今現在赤字でございますので、経費を節減する中で

どういう方法が一番効率的なのか。先ほど申し上げましたように、業務提携とか、ああい
うのも結ぶのも一つかなと思いますし、そのあたり、効率的な運用の方に努めていくよう
にしたいと、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 一応、私の試算ですが、月に土曜が5日として日曜が4日と
して、平日1回として、大体10回、1人が本土を往復するとしましたら、往復
1,500円で1人当たり1万5,000円、年額で18万ですから、6人だったらざっ
と108万になるわけですね。だからそれは今おっしゃったようにそうだけど、一方では
報告書で経費の節減、人件費を削る、売上げの増収を図ると、そういうことになってい
ますから、そこはしっかりやっていただきたいということを申しておきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第31号を終わります。

議案第107号町の区域の変更について

議長（久保 玄爾君） 議案第107号を議題といたします。理事者の補足説明を求め
ます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第107号町の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、防府都市計画事業防府駅北土地区画整理事業の施行に伴いまして、町の区域を
変更しようとするものでございます。

御承知のとおり、区画整理事業施行地区におきましては、土地の区画形質の変更、道路
等の公共施設の新設、変更等がなされ、新しい街区が形成されつつありますが、現在の町
界は、区画整理事業施行前の街区により設定されたものとなっております。

また、再開発ビル等の建設も進む中、現在の町界のままでは、1つの建物が2町にまた
がる場所も生じるなど、住居表示を実施するに当たっても不合理なものとなっております。

したがって、お手元の参考資料にお示しいたしておりますとおり、区画整理事業施
行地区及び一部の隣接地について、新しい町界を新しく形成される街区に合わせ、道路境
界等により設定しようとするものでございます。

町の区域の変更は、議会の議決を経た後の告示によって効力が生じることとなりますが、
区画整理事業施行地区につきましては、効力の生じる日は、地方自治法施行令第179条
の規定により、住居を表示する場合を除いては、換地処分の公告日の翌日となっております。

区画整理事業は、平成21年度ですべての工事を終え、換地処分を行う予定としておりますが、換地処分の公告日を明示するには至っておりません。

したがって、本案の議決をいただいた後、告示を行いましても、区画整理事業施行地区におきましては、直ちに町界が変更されるわけではございませんが、住居表示に向けての進め方を進めるに当たりまして、事前に町界の変更を行う必要がありますので、本案を提案するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。9番。

9番（田中 敏靖君） 1点だけちょっとお尋ねしますが、資料の38ページの、場所は駅北再開発ビル建設地の東南の高架下、場外車券売り場のちょうど西側になる高架下ですが、今この32ページ、33、35、36の中に、地番の中に、番地の一部でこれが表現されておりますが、以前お聞きしておる場合には、地番を区域が分けられない場合には入れられないというふうに聞いておりましたが、これは区域から分けられなくても入れることができるのであれば、この高架下も同時に入れるべきではなかったかと、かように思いますが、この辺の理由は何かありましたらお示しいただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時49分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

9番。

9番（田中 敏靖君） ただいま質問いたしましたのは、過去にいろいろと説明を受けました内容で少し疑問な点がありましたので、質問させていただきました。実際、一筆を2つに切ると、これはなかなか難しい面がある。この辺は実務的に難しい面があるというふうに思いますので、この辺は了解したいと。だから今後はできるだけ線はまっすぐになるように鋭意努力はしていただきたいということで、この件は了解いたしました。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案についてはこれを可決

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第107号については、原案のとおり可決されました。

議案第108号指定管理者の指定について

議案第109号指定管理者の指定について

議案第110号指定管理者の指定について

議案第111号指定管理者の指定について

議案第112号指定管理者の指定について

議案第113号指定管理者の指定について

議案第114号指定管理者の指定について

議案第115号指定管理者の指定について

議案第116号指定管理者の指定について

議案第117号指定管理者の指定について

議長（久保 玄爾君） 議案第108号から議案第117号までの10議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第108号から議案第117号までの10議案について一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも公の施設に係る指定管理者を指定することについてお願いするものでございます。

いずれの施設につきましても、指定候補者を選定するに当たりましては、防府市指定候補者選定委員会を開催し、申請のあった団体からの提案価格と提案内容について審査した上で決定いたしております。

10議案中、議案第108号から議案第113号まで及び議案第115号から議案第117号までの9議案につきましては、各施設の管理の状況及び業務の内容等から判断し、防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第4号の規定により、公募によることなく選定することとし、お手元にお示しいたしておりますとおり、防府市上右田老人憩の家外14カ所の老人憩の家につきましては、上右田老人憩の家運営委員会外各地区の老人憩の家運営委員会を、防府市身体障害者福祉センター、防府市愛光園、防府市大平園、防府市なかよし園及び防府市わかくさ園の5施設につきましては、社会福祉法

人防府市社会福祉事業団を、三田尻塩田記念産業公園につきましては、三田尻塩田記念産業公園保存会を、防府市公会堂、防府市地域交流センター、防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリーの4施設につきましては、財団法人防府市文化振興財団を、防府市陸上競技場及び防府市武道館の2施設につきましては、財団法人防府スポーツセンターを、それぞれ指定候補者として選定いたしましたものでございます。

また、議案第114号防府市中高年齢労働者福祉センターの指定管理者につきましては、公募の上、社団法人防府市シルバー人材センターを候補者として選定いたしましたものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。7番。

7番（藤本 和久君） いただいております参考資料に審査結果が出ておりますけれども、審査項目の1番目ですが、事業計画の内容が住民の平等な利益を確保することができるものであるかという項目ですけれども、これの評価点を見ますと、すべての指定管理者候補が満点ではありません。率に換算してみますと、指定管理者候補によって違いますけれども、64%から73%となっております。ということは、100人に27人から36人は利用したくても利用できないということになると思うんですけど、これは大きな問題だと思っておりますけれども、これでよしとした根拠を聞かせてください。

それと、この評価点、総合点ですけれども、ばらつきはありますけれども、合格点が幾らなのか、それが無いとどうかかわからないと思うんですけども、事業ごとに合格点が違うのであれば、事業ごとの合格点を教えてください。

以上2点です。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 2点、御質問をいただいたかと思えます。

まず、審査項目の云々で、点数が60何%ということですが、これは合格点等々については別の考え方を持っております。評価についてはおのこの審査員がゼロから5までの6段階評価をしまして、標準的な内容であれば3というところを目安といたしまして、その基準でもってそれよりもいいのか悪いのかという基準をもって評価をいたしました。そういうことで、100点満点では当然ないわけでありまして、ということで御理解を賜りたいと思えます。

合格点でございますが、おのこの点数に、要するにこれ以下であつたらいけないという点を設けました。と申しますのは、例えば今、先ほどの最初のところでありますが、1番の項目について、3項目の評定がありますけれども、それが5点満点であれば15点

になるわけですが、それを100点換算に直して、さらにその7掛けに至らなかった方については、そういう点数が出れば、そこでもう失格だという切り捨てライン等を設けて審査に当たったわけでございます。

したがって、この点数等を出しておりますけれども、参考資料にお示しいたしておりますように、56.7とかそういった評価点を出しておりますが、これはオール3であった場合については大体その9人の審査員を合計すると、オール3の場合は56.7までいきますよという一つの標準的な点数をお示ししているわけでございます。

したがって、それよりもさらに1人でも審査員がアウトという点数をつければ、その時点でだめになるというような評価の仕方をいたしました。

総論として、評価の方式ですが、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、それらの評価方式について審査委員会で決定し、そしてまた基準表も設定し、その中で、アウトとする場合ですが、基準価格がこちらが提案した価格よりも高い場合は、経費がかかる場合については不採用とするとか、あるいは基準価格の70%を最低予定価格とするとか、そういうもの。そして先ほど申し上げました3が標準的な内容であったとして、その7割を最低評価点としますよという基準を設けて、選考委員会等々を開いたものであります。その結果について、ちょっと訂正して申しわけありませんでしたが、これらの資料を参考として出させていただいたというものであります。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ちょっと、今に関連するという形で、この参考資料の中身なんですけれども、今、いただいている今回の点数の中で、この老人憩の家に関して、上右田からこの新田までなんです、この評価の点数、内容というものが全部一緒の点数になっております。それぞれ立地条件というか、それ等は違うようなところなんです、すべて一緒になっているというのは、これはちゃんとした評価がなされたのかなというのを一瞬疑問に思ったわけなんです、そのあたり、どうしてこのような評価になったのかということをお答えいただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 老人憩の家につきましては、これまで地元の方に管理していただくということで、それらの組織等が全くありませんでした。要するに組織的なものはですね。

このたび、高齢障害課の方でそういう運営団体を新たにつくっていただいて、どういう管理をしていただくと、これまでの管理委託の内容等を御説明して、その上で運営委員会をつくっていただいて、その基準に沿って出していただいたという経過をたどっております。

す。

これまでの実績等々を踏まえて私どもも評価したわけですが、おおむね委員さんはこれまでの実績に伴って3あるいは4という同じような評点になった。結果的に同じ説明会をして、同じ計画書を出してくださいという説明会をやって、それに基づいて出てきたという経緯がありますので、結果として審査委員の方は同じような点数になってしまったというような状況であります。御指摘のとおり、615点で、すべて同じ点となっております。

以上であります。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 初めての指定管理者制度ということなので、参考資料の方も事前に配付していただいたのと、それからきょう新たに配付していただいたのを見ると、きょう配付していただいたのには基準点という形で、これが合格点的なものだろうと思うのですが、そういうものが表示をされておりますし、また価格のところでは基準価格が表示されておりますので、よりわかりやすい資料になっていると思っております。

1つは、すべてではありませんが、参考資料の17ページの福祉施設の関連、それから最後の24ページの公会堂外についてですが、審査項目で5番目、6番目で個人情報保護あるいは6番目で情報公開というような箇所がありますが、基準点は一応クリアしているわけですが、満点ではないわけで、この辺について合格はしているわけだけでも、まだもう少ししてほしいということがあるという審査の立場だろうと思うのですが、こういう箇所については、指定管理者をして、そういう指導だとか、監督だとかいうことをされるのかどうか、その辺を1点お伺いしたいと思っております。

それから2点目は、この参考資料の1ページ目に、公募によるもので、中高年労働者福祉センターについては、現地説明会6社参加で、申請書受け付けが3社ということになりますが、この3社は、あと2社はどこになるのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。似たようなもので、工事の入札などは工事に参加した、入札した業者の名前がみんな参考資料で一覧で出てまいりますけども、今回はそういうものがありませんので、ちょっと参考にお聞きしたいわけですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 質問の1点については総務部からお答えさせていただきます。

先ほども御説明申し上げましたが、参考資料の17ページあたり、5番の個人情報を保護するための必要な措置とか、あるいは情報の公開等々でございますが、満点ではないと

いう御指摘のとおり、一応標準のところを3点と、6段階評価の3といたしておりますので、標準的な、いわゆる通常的な個人情報の保護あるいは公開といったものは守れるといった評価をいたしておるものでございます。

これについては、市条例の改正等に、条例においても外郭団体についてはそれに準拠する、あるいはそういうことをお願いするということで、条例等も制定してありまして、既にそういったものについては個人情報の保護あるいは公開といったものはお願いいたしております。

したがって、いわゆる標準的な3という評点をいただいていると、それ以上であったといったものであります。

次の質問は、産業振興部が答えます。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 2点目の御質問の件でございますけれども、シルバー人材センター以下の2社のお名前でございますが、1社目が山口市に事務所があります三宅商事さん、それともう1社が、これは大阪市になるんですが、ジャパンメンテナンスという会社の2社でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 参考資料で後ろの方に、26ページから以降、平成17年度当初予算額との比較というので、各施設の結果が出ております。最初の方は予算額ぴったりで、差額がゼロゼロゼロとなっておりますが、防府市身体障害者福祉センター、これは予算額に対して59万少ない、安いといえますか。愛光園が2,451万3,000円安い等々ずっと続いております。これらは当初予算と比べて、どういう点が、指定管理者候補者から出てきた案では、どういう点が縮減されている、結果こういうふうに出ているのか。これ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） ただいま御質問にございました身体障害者福祉センター、愛光園、大平園につきましては、それぞれ減額をしております。このうち身体障害者福祉センターにつきましては、これは細かい見直しをしたということの提案でございます。

次に、愛光園でございますが、これにつきましては、常勤の管理職クラスの職員が1名、17年度中に退職をしております。その方について不補充ということで1名の人件費が減額になっているということでございます。

次に、大平園でございますが、大平園につきましては、勤務体制の見直しということで、これは24時間の勤務がございまして、これはかなり過重な労働になっておりました。そ

の辺を勤務体制の見直しとそれに伴う手当の見直しをしたことによって、このような額が減額になったということでございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） ほかのところも、例えば額の多い24番の文化振興財団に係る公会堂、地域交流センター、青少年科学館、これは2,400万の減額に当初予算に比べてなっていますね。それから、22番ですけど、中高年齢労働者福祉センターも472万3,000円の、当初予算に比べて安くなっておりますが、これについてもちょっと担当の部長さん、説明できればしていただきたい。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 総論で最初にお答えさせていただきます。

これまで予算等を審議していただくときに、予算というものは必要経費を見積もりして予算の承認をいただいております。したがって、決算では少し落ちてくるという状況をたどるわけでございます。基本的には私も指示しましたのは、決算を見て、一つの価格といったものをきちんと財務部と協議して決めていただきたいという指示を出しておりますので、あるいは経費の節減の視点があればといったところでおのこの部にお願いをいたしております。というのが総論編でございます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 公会堂、教育委員会関係の、先ほど総務部長の方からも答弁いたしましたように、それぞれの決算的な意味合いをもって、特に最初に基準価格というものをつくるわけですが、そういったようなものを出しまして、その提案価格となっておりますのは、それぞれの団体がみずから節減等を心がけていくという意味でこういったような節減が図られているということでございます。

主にはこの24番、25番の公会堂及びスポーツセンター関係につきましては、中身的には委託料関係を特に努力をして節減をしていきたいというふうにさせていただいております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、私の方からは中高年齢労働者福祉センターの件でお答えをいたしたいと思います。

今、472万円程度削減というふうになっておりますが、大きな要因が18年度からは、これはサンライフ防府という施設名でお答えさせていただきますが、日曜日を休館日にい

たします。したがって、それまでに要していた日曜日の人件費、この辺が大幅に削減できるということがまず1点。

それと大きな要因の一つとしまして、指定管理者に移行しましても、備品の購入あるいは規模の大きい施設の修繕等々は市の方で持ちますので、その辺等も差し引いていきますので、こういった形の削減額というふうになっております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 教育委員会の方の施設につきましては、今、24番の公会堂及びほか施設につきましては、それぞれ当面その基準価格というものがございまして、それは先ほど総務部長がお答えいたしましたように、決算的な意味合いからそれを定めまして、ここに今一覧で出されておりますのは、それぞれの団体が自分のところで節減を図りながら努力していくという数字がこの提案価格というものでございます。

主にはこの文化振興財団関係は、委託料関係を努力しながらしているなというふうにごちらは見させていただいております。

議長（久保 玄爾君） いいですか。10番。

10番（木村 一彦君） わかりましたが、特に例えば愛光園とか大平園とかいう福祉施設ですね、ここでは例えば今の御答弁では愛光園では常勤が1名不補充ということが言われました。こういう福祉施設で経費を節減するために人件費を削減する、縮減するということになってくるんじゃないだろうか。そうなりますと、やはり福祉の内容にやっぱり影響が出てくるということに非常に危惧するんです。

それから、福祉だけじゃなくてほかのところでも人件費がかなりしわ寄せをされるのではなかろうかというふうにも危惧します。そうすると、結局最終的には利用者へのサービスに影響を与えてくるということにもなりはしないかというふうにも危惧するんですが、その点いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 適切な運営、今のサービス水準を守りながら適切な運営といったもので、そういったものを念頭に置いて指示をいたしております。

今後の個別の状況についてはおのこの部でお考えになりましたけれども、そういったものであります。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 今、ちょっとやりとりの中でびっくりしたのですが、いわゆるサンライフは新年度は日曜日休館というふうに言われたのですけれども、そういう話は

ちょっと初めて聞くようなお話で、もしそういうことがあればもっと早目に示していただきたいし、それからサンライフについては、そんなに休館をするような利用の悪さではないんじゃないかと思うんですけども、日曜日については。市内の公民館だとかそういう施設は日曜日はあいておりますし、それから流れとすれば、今度の新しい図書館のように、祝日だとかそういうのも開館すると。そういうことの中で、ちょっとサンライフの日曜日休館ということについては納得できないような内容だと思うのですが、ちょっと改めて御答弁をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 日曜日、来年度からの休館の件でございますけども、今、サンライフ防府の利用状況でございますけども、ウィークデーではいろいろ講座等も持っておりますし、トレーニング施設、体育館施設も持っておりますが、比較的ウィークデーの方が利用率が高うございます。逆に日曜日の利用率がぐんと落ちますので、今、現行ではシルバー人材センターの方に、これは指定管理者でございませぬ、現行は委託ですけども、委託をシルバーにしましてやっていただいておりますけども、そこからの報告によりますと、今私が申し上げたように、日曜日は極めて利用率が低い施設であるということで、指定管理者に移行します来年度からは、いろいろ経費の軽減、削減等々も勘案する中で、日曜日を休館日に持っていくということの今、事業計画になっておることでございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 意見として、ちょっとそれは困ったというのか、そういうような中身については、事業については賛成しにくいというような意見を申し上げたいと思います。したがって、ぜひこれについてはよく契約の見直しだとかそういうこともありますので、そういったことで検討していただきたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております10議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。19番。

19番（原田 洋介君） この議案第108号から117号までに賛成の立場で討論さ

せていただきます。

この指定管理者、毎回出てくるたびに、私、討論でも申しておりますが、やはりこの参考資料等にもあります、その経費の節減等というのはもちろんしかりなんですが、やはりこの制度の大きな目的というのはそういったもの、サービスの向上、市民サービスの向上というものもあると思います。先ほど総務部長さんから今の水準を守ってというようなお話もありましたけれども、やはりそういった経費を抑えて市民サービスも向上させるというところをしっかりと審査、そういった中で重きを置いていただいて、今後、いろいろなこと、出てくると思いますので、ぜひそういう考えを念頭に置かれて進めていっていただきたいというふうに思います。そのことをお願いいたしまして賛成をさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） いいですか。

討論を終結してお諮りいたします。議案第108号から議案第117号までの10議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第108号から議案第117号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、13時30分まで休憩いたします。

午後 0時19分 休憩

午後 1時29分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第118号防府市福祉年金支給条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第118号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第118号防府市福祉年金支給条例中改正について御説明申し上げます。

福祉年金につきましては、身体障害者、知的障害者の方に対しまして、福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の方にあつては、障害の程度区分により、また、20歳以上の方にあつては、障害年金等を受給していない方を対象に、障害の程度区分により支給しているところでございます。

しかしながら、現行の制度では、障害年金の受給権がございまして、障害年金を受給せずに、年金額の多い老齢年金を選択された場合におきましては、この福祉年金の支給対象となっております。

このように、障害年金の受給権があるにもかかわらず、他の年金を受給し、福祉年金を受給することができるような不公平な支給体系を是正するとともに、あわせて支給対象者及び支給額を見直すため、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、生活保護を受けておられる方、20歳以上の公的年金受給者を支給対象外とし、新たに所得制限を設定するとともに、あわせて支給額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第118号については教育民生委員会に付託と決しました。

議案第119号防府市工場設置奨励条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第119号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第119号防府市工場設置奨励条例中改正について御説明申し上げます。

本市におきましては、昭和61年4月に産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に本条例を制定し、工場の新設・増設等をした事業者に対し奨励措置を実施してまいりましたが、本条例は本年度末をもって期限切れとなります。

本案は、今後も引き続き、本市における工場の新設や設備投資を活発化させ、本市産業の振興と雇用の促進を促すため、本条例の期限をさらに5年間延長するとともに、あわせて制度の一部を見直そうとするものでございます。

主な制度の見直しといたしましては、製造から輸送までを一体的なものとし、現

在、奨励制度の対象業種としております製造業に加え、道路貨物運送業及び倉庫業も対象としようとするものでございます。

また、平成13年に工場整備特別地域整備促進法が廃止されたことを受けまして、現在、工場設置奨励措置として行っております固定資産に係る不均一課税の適用を、このたび廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案についてはこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第119号については、原案のとおり可決されました。

議案第120号防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第120号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第120号防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について御説明申し上げます。

本条例は、中心市街地の活性化と雇用の促進を図ることを目的に、平成13年4月に制定されましたが、本年度末をもって期限切れとなります。

本案は、中心市街地における市街地再開発事業や土地区画整理事業が進捗する中におきまして、今後も引き続き事業所等の中心市街地への参入を促す必要があることから、本条例の期限をさらに5年間延長するとともに、奨励措置の指定要件の一つである投下固定資産の額について、中小企業については、5,000万円以上としていたものを緩和し、3,000万円以上とするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案についてはこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第120号については、原案のとおり可決されました。

議案第121号防府市火災予防条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第121号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第121号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、林野火災の主な原因である人的失火を抑制し、林野火災を低減させるため、火災に関する警報の発令中における火の使用制限に、山林・原野等での喫煙の禁止を加えようとするものでございます。

また、ボイラーの構造を定める基準のうち、蒸気管の遮熱材料の例示から石綿を削除することとし、その他所要の条文整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。19番。

19番（原田 洋介君） 議案121号の条例改正ですが、今回、この条例で第29条の5番につけ加えられます地域というものの、市長が指定した区域というものの、例えばどうか、具体的にどういったところになるのかということをお教えいただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（岡本 勝實君） お答えいたします。この市長が定める場所につきましては、

今具体的には決めておりませんが、県内で統一した規則をこの後に定めまして、場所を指定するという事を考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） 具体的にではなくて、県内で足並みをそろえてというようなことになるんですか。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（岡本 勝實君） はい、そのとおりです。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案についてはこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第121号については、原案のとおり可決されました。

議案第122号平成17年度防府市一般会計補正予算（第6号）

議長（久保 玄爾君） 議案第122号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第122号平成17年度防府市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,519万9,000円を追加し、補正後の予算総額を371億3,849万9,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、4ページからの第2表にお示ししておりますように、市制施行70周年記念・市勢要覧作成事業及び老人憩の家をはじめ、公の施設に対する指定管理者への管理委託経費、また、佐波小学校屋内運動場解体事業の計12件につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、6ページの第3表でお示しいたしておりますように、減税補てん債及び臨時財政対策債について限度額の変更をお願いするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページの地方特例交付金につきましては、本年度の交付額が決定したことに伴い、当初予算額との差額を補正いたすものでございます。

次に、10ページから15ページまでの国・県支出金につきましては、身体障害者・心身障害児・知的障害者の各デイサービス事業のほか、母子家庭高等技能訓練促進事業、児童育成事業推進等対策事業、乳幼児医療費等の補助事業費の増加に伴う補正を計上いたすとともに、事業実施の延期に伴う単県農山漁村整備事業費補助金や、衆議院議員総選挙費の精算に伴う委託金等の減額補正を行っております。

16ページの市債につきましては、減税補てん債及び臨時財政対策債におきまして、本年度の発行可能額が確定したことに伴う補正をお願いいたしております。

続きまして、歳出予算の補正でございますが、まず18ページの2款総務費4項選挙費につきましては、去る9月11日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費について精算に伴う補正を計上いたしております。

次に、22ページの3款民生費1項社会福祉費でございますが、身体障害者や知的障害者等のデイサービス支援費につきましては、利用者の増加に伴う補正を行うほか、平成16年度の事業費確定に伴う国・県への返還金等を計上いたしております。

また、24ページの2項児童福祉費につきましては、支給対象者の増加に伴う母子家庭高等技能訓練促進費や乳幼児医療費等の増額補正及び平成16年度事業費の確定に伴う国・県返還金等を計上いたしております。

また、4款衛生費1項保健衛生費につきましては、保健センターの空調設備の改修工事費をお願いするものでございます。

次に、26ページの6款農林水産業費1項農業費につきましては、単県農山漁村整備事業としてため池改修を予定しておりましたが、好条件の補助メニューが整備されたことから、事業の実施を来年度に延期することとし、関係経費を減額補正しようとするものでございます。

また、大平山山頂公園に至る農道での暴走行為の抑止及び交通安全対策として、急カーブに段差舗装を施工することとし、所要の経費を計上いたしております。

次に、28ページの8款土木費3項河川費につきましては、まちづくり交付金事業の事

業費の組み替えをお願いいたすものでございます。

次に、30ページ、6項都市計画費の公共下水道費につきましては、特別会計への繰出金を計上いたしており、また公園費につきましては、大平山山頂公園の駐車場等における暴走行為の抑止等を図るため、所要の経費を計上いたしております。

また、都市再開発費につきましては、平成14年度の売買契約に基づき、防府市土地開発公社に分割払いいたしております市街地再開発事業用地売買代金のうちの5億円をお願いするものでございます。

また、9款消防費につきましては、通信指令施設のシステム改修のための委託経費を計上いたしております。

次に、32ページの10款教育費2項小学校費につきましては、佐波小学校屋内運動場整備関連工事として、屋外昇降階段のつけかえ等に要する工事費をお願いいたしております。

また、次の4項社会教育費につきましては、本年2月に防府中央ライオンズクラブから寄附を受けました車両が、去る9月に交通事故に遭い、使用不能になったことから、当該車両の買いかえをお願いいたすものでございます。

次に、34ページ、5項保健体育費につきましては、アスベスト使用給食器具備品の取りかえ経費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を3億6,663万8,000円といたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第122号については関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第123号平成17年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第124号平成17年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（久保 玄爾君） 議案第123号及び議案第124号の2議案を一括議題といた

します。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第123号及び議案第124号につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、1ページの議案第123号平成17年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万2,000円を減額し、補正後の予算総額を7,697万6,000円といたしております。

今回の補正は、公営施設管理公社職員の退職に伴うものでございまして、公社職員の補充としての臨時職員に係る賃金、共済費及び公社への委託料を補正し、差額を一般会計繰入金で調整いたしておるものでございます。

次に、9ページの議案第124号平成17年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,101万1,000円を追加し、補正後の予算総額を55億5,329万7,000円といたしております。

また、第2条の地方債の補正につきましては、12ページの第2表でお示しいたしておりますように、起債の限度額を変更いたすものでございます。

今回の補正の内容でございますが、まず、歳出の一般管理費において受益者負担金の一括納付報償金を増額いたすとともに、公共下水道建設費におきまして、事業進捗を図るための工事請負費の増額補正を行うもので、歳入においてはこれらの事業費に係る国庫補助金、市債及び一般会計からの繰入金を計上いたしておるものでございます。

以上、議案第123号及び議案第124号につきまして、一括して御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第123号については経済委員会に、議案第124号については建設委員会にそれぞれ付託することに決しま

した。

議長（久保 玄爾君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月9日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後 1時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年12月5日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 河 村 龍 夫

防府市議会議員 大 村 崇 治